

令和2年度射水市福祉有償運送運営協議会 次第

日時 令和2年10月12日（月）

午後1時30分

場所 射水市役所本庁舎302会議室

1 開会

2 挨拶

3 会長及び副会長の選出

4 報告事項

(1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

資料1

(2) 令和元年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況

資料2

5 その他

障がい者の外出・移動支援に関するニーズについて

参考資料

6 閉会

(1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

① 射水市福祉有償運送の経過

月 日	経 過
平成17年 8月 8日	小杉町福祉有償運送等運営協議会委員委嘱 第1回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成17年 8月29日	第2回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成17年10月 7日	NPOふらっと有償運送許可申請書提出
平成17年10月12日	NPOふらっと有償運送許可 (期間：平成19年10月11日まで)
平成17年11月 1日	射水市発足、運営協議会設置要綱施行
平成18年 1月 5日	NPOふらっと福祉有償運送事業開始
平成19年 2月 5日	NPOふらっと有償運送登録 (登録有効期間：平成19年10月11日)
平成19年 3月14日	第1回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成19年10月 1日	NPOふらっと有償運送登録(更新) (登録有効期間：平成22年10月11日)
平成20年 6月 4日	第2回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成22年3月31日まで) ・協議事項：運送に係る対価の改正について ・報告事項：車両の増車について
平成21年 6月17日	第3回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成22年 6月29日	第4回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成24年3月31日まで) ・協議事項：更新登録について
平成22年10月 7日	NPOふらっと有償運送登録(更新) (登録有効期間：平成25年10月11日)
平成23年 6月28日	第5回射水市福祉有償運送等運営協議会 ・協議事項：複数運送について ・報告事項：福祉有償運送運転者講習受講者報告
平成24年 6月27日	第6回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成26年3月31日まで) ・協議事項：発着地等について
平成25年 6月25日	第7回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成25年10月 1日	NPOふらっと有償運送登録(更新) (登録有効期間：平成28年10月11日)
平成26年 6月10日	第8回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成28年3月31日まで)

月 日	経 過
平成27年 7月 7日	第9回射水市福祉有償運送運営協議会 ・協議事項：セダン型（ワンボックス型）について
平成28年 9月23日	第10回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：平成30年3月31日まで） 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：平成31年10月1日）
平成30年 3月23日	第11回射水市福祉有償運送運営協議会
平成30年10月 3日	第12回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：平成32年3月31日まで） ・協議事項：登録車両台数について
令和 元年 9月 4日	第13回射水市福祉有償運送運営協議会 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：令和4年10月1日）
令和 2年10月12日	第14回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：令和4年3月31日まで）

② 障がい者・要介護高齢者の現状

ア 人口及び障がい者の推移（人）

各年4月1日現在

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
総人口	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689
身体障がい者	3,785	3,758	3,776	3,722	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492
知的障がい者	490	517	519	514	650	671	675	690	705
精神障がい者	288	310	348	374	407	434	480	524	586
手帳交付者計	4,563	4,585	4,643	4,610	4,756	4,788	4,755	4,771	4,783

総人口に対する割合 5.2%

イ 身体障害者手帳交付者数（人）

令和2年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	70	56	13	12	27	15	193
聴覚機能障害	23	77	56	56	1	159	372
平衡機能障害	0	1	4	0	3	0	8
音声・言語・咀嚼機能障害	1	6	18	18	0	0	43
肢体不自由	311	356	351	428	128	80	1,654
心臓機能障害	335	8	303	180	0	0	826
腎臓機能障害	152	2	24	1	0	0	179
呼吸器機能障害	3	0	27	8	0	0	38
膀胱・直腸機能障害	0	2	8	144	0	0	154
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0	1
肝臓機能障害	15	1	1	1	0	0	18
その他内部障害	1	4	1	0	0	0	6
合計	911	513	806	849	159	254	3,492

ウ 療育手帳交付者（人）

障害区分	A	B	合計
	263	442	705

エ 精神障害者保健福祉手帳交付者（人）

障害区分	1級	2級	3級	合計
	44	390	152	586

オ 介護保険認定者数（人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	424	511	1,179	872	747	715	506	4,954

カ 射水市福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付者（人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
身体障がい者	306	276	225	304	297	291	278	267
知的障がい者	31	29	10	39	37	38	54	47
精神障がい者	6	5	5	6	8	9	7	6
合計	343	343	240	349	342	338	339	320

キ 射水市高齢者等車いす対応タクシー券の利用者（人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
利用者数	229	233	260	291	262	259	247	255

ク 移送サービス事業利用者（人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
利用者数	759	881	1,053	1,243	1,363	1,321	1,198	1,054

制度の概要

○射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券の交付

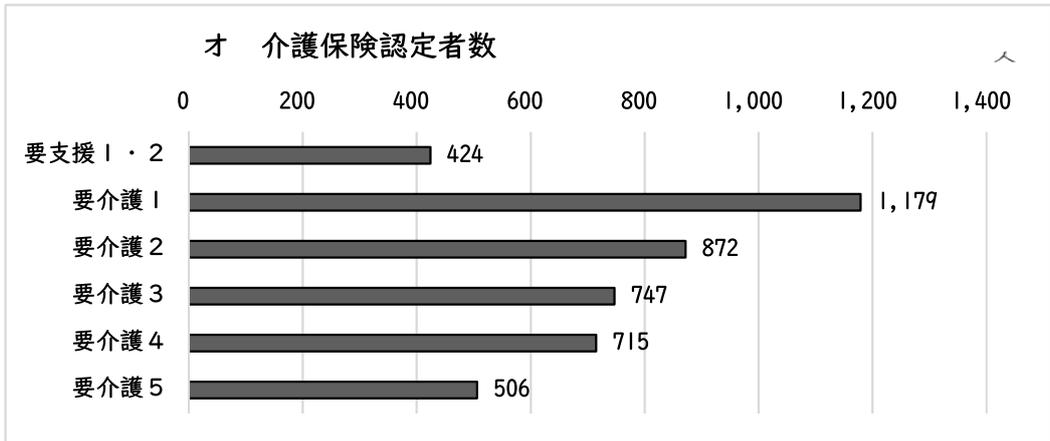
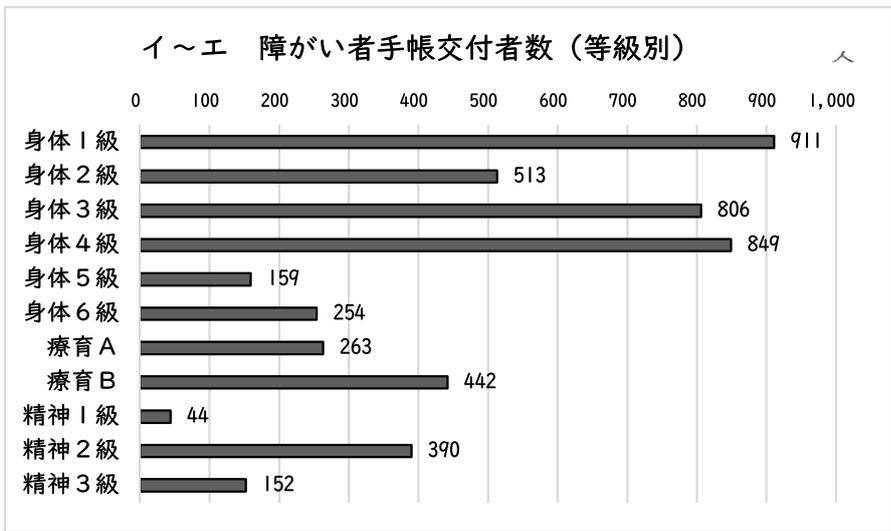
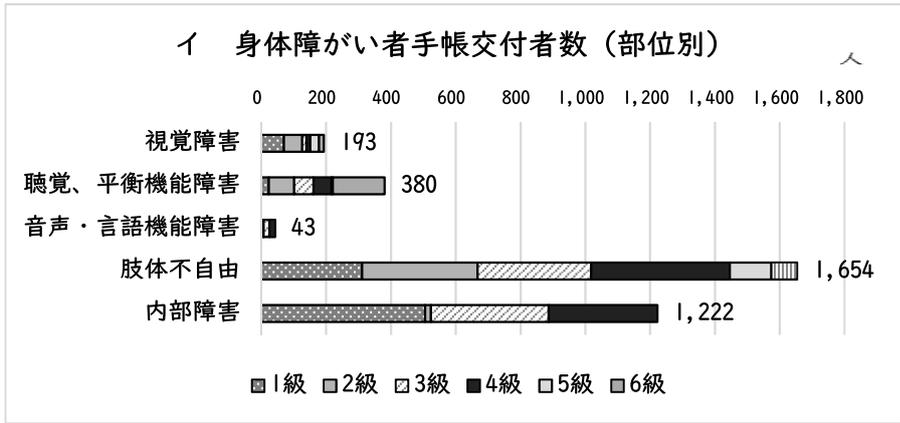
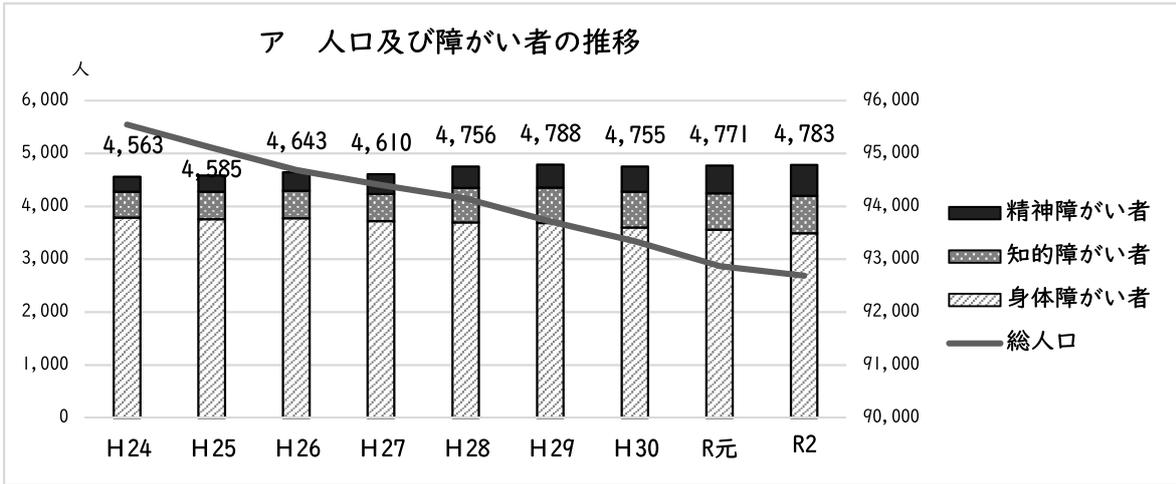
対象者	当該年度の4月1日現在、射水市に住所がある次のいずれかの手帳所持者 ・身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級
内容	福祉タクシー利用券 年間6,000円（100円券12枚、400円券12枚）又は 福祉ガソリン給油券 年間3,000円（1,000円券3枚）
制限	※「高齢者等車いす対応タクシー券」、「移送サービス事業」、「射水市心身障がい児通園通院等介護助成金」を受けている方は対象外

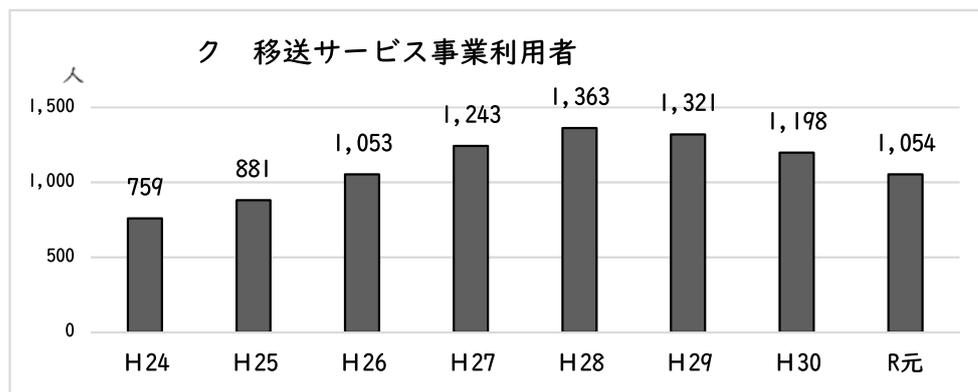
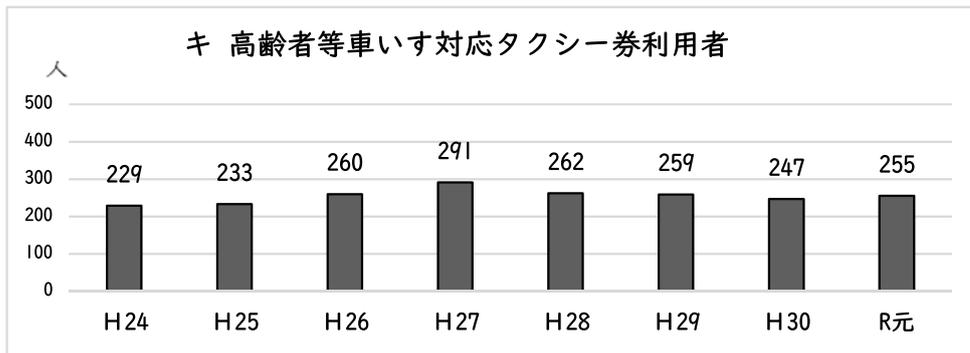
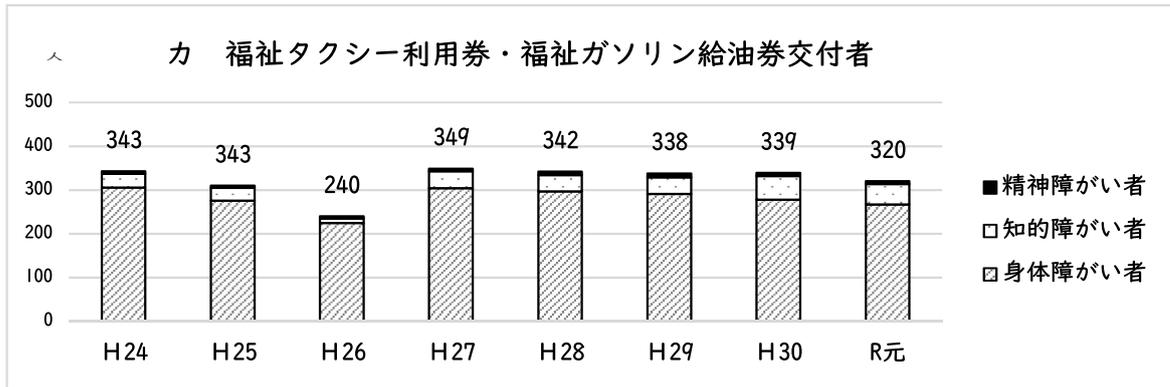
○射水市高齢者等車いす対応タクシー券の交付

対象者	外出時に車いす又はストレッチャーを利用している在宅の要介護高齢者
内容	500円券を1月当たり6枚（年間72枚）
制限	※ 介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象外 ※「射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券」、「移送サービス事業」を受けている方は対象外

○移送サービス事業

対象者	市内に居住し、通院等に公共交通機関等を利用することが困難で、かつ、家族等による送迎が困難な者で、次のいずれかに該当する者 ① 身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級 ② 療育手帳A・B ③ 精神障害者保健福祉手帳Ⅰ・Ⅱ級 ④ 要介護Ⅰ以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯
内容	医療機関の通院等に係る送迎サービス ・射水市、高岡市及び富山市（片道概ね20km以内） ・月4回（片道1回）まで
利用料	タクシー乗車料金の概ね1割
制限	※ 介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象外





③ローカルルール

no	項目	国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送実施要綱	備考
1	運転者の要件	<p>第一種運転免許を受けている者でセダン型車両を使用する場合は、次の要件のいずれかを備える者とする。</p> <p>イ. 介護福祉士</p> <p>ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転講習を修了していること。</p> <p>ハ. (社)全国乗用自動車連合会等が行う、ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。</p> <p>ニ. 訪問介護員など</p>		1回以上運転者講習を受講している。 (2年に1回の義務付けはないが、自主的に行うことは妨げない。)
2	車両	<p>乗車定員11人未満の寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等。</p> <p>ただし、セダン型を使用する場合は、運転者その他の乗務員に訪問介護員等の必要な要件を備えさせる。</p>	<p>第8条</p> <p>(1)車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車</p> <p>(2)回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車</p> <p>(3)セダン型(ワンボックス型)</p>	平成27年度協議会でセダン型(ワンボックス型)の追加承認(H27.7.23施行)
3	運送しようとする旅客の範囲	<p>①身体障害者福祉法に規定する身体障害者</p> <p>②介護保険法に規定する要介護認定を受けている者</p> <p>③介護保険法に規定する要支援認定を受けている者</p> <p>④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者</p>	<p>第3条</p> <p>射水市内及びその周辺に居住する療育手帳保持者(児)又は療育手帳交付該当者に準じる者(児)であらかじめ登録した会員及びその付添人とする。</p>	
4	協議会	<p>運営協議会の議決方法を定めること。(全会一致、多数決等、方法について決まりはない。)</p> <p>運営協議会は公開で行うこと(議事概要の公開でも可)。</p>	<p>協議が整わなかった場合の対応については、射水市福祉有償運送運営協議会条例で規定している。</p> <p>(第4条第4項 会長は、福祉有償運送の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指名する。)</p>	協議会資料及び議事録をHPで公開
5	運送の対価	<p>運送の対価は、原則として、イ. 距離制、ロ. 時間制、ハ. 定額制から選択する。</p> <p>運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた対価を設定できる。</p> <p>対価の水準の目安</p> <p>イ. タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内</p> <p>ロ. 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内</p> <p>ハ. 利用者間の公平を失するような対価の設定となっていない等</p>	<p>第13条</p> <p>距離5キロメートルごとにつき400円とする。</p>	平成20年度協議会で対価の変更承認(H30.6.1施行)

※ローカルルールが解消されたもの

	国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送実施要綱	備考
運送の区域	発地又は着地が運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域	第7条 運送の発地又は着地が「射水市内」にあること	平成25年度協議会で、 発着地「ふらっと」⇒ 「射水市内」に変更承認 (H25.10.12施行)

参考

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について
(平成21年5月21日国自旅第34号自動車交通局旅客課長通達より)

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用する
といった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。
4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

(2) 令和元年度 特定非営利活動法人ふらっと 福祉有償運送実施状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

① 会員登録状況

市町村	令和元年度			事務局確認		30年度 実績	29年度 実績
	登録者	療育手帳保持者	知的障害に準じる者	手帳	診断書		
射水市	50	48	2	48	2	53	53
高岡市	10	10	0	10	0	12	12
富山市	8	8	0	8	0	8	8
砺波市	1	1	0	1	0	1	1
合計	69	67	2	67	2	74	74

② サービス実施状況

	件数	距離(Km)	利用料(円)	主な運送先
平成31年4月	35	265	28,000	・利用者自宅
令和元年5月	65	443	43,200	・しらとり支援学校
6月	76	479	45,600	・富山総合支援学校
7月	81	468	47,600	・こまどり支援学校
8月	46	309	33,200	・すてっぷかたかご
9月	89	501	48,800	・小杉駅
10月	94	545	50,000	
11月	96	570	54,400	
12月	86	595	49,600	
令和2年1月	83	564	50,400	
2月	83	579	48,400	
3月	46	427	36,800	
合計	880	5,745	536,000	
平成30年度実績	842	5,887	452,200	
平成29年度実績	1,632	8,133	612,800	

③ 経費報告書

■ 収入の部

項目	金額	内訳
利用料収入	536,000	各月については実績のとおり
補填金	1,011,212	ふらっとの自主財源 (H30年度補填金 703,852円)
合計	1,547,212	

■ 支出の部

(円)

項目	金額	内訳	
ガソリン代	271,192	ヴォクシー	210,218 × 1/2 = 105,109
		シエンタ	128,258 × 1/2 = 64,129
		エスクァイア	203,908 × 1/2 = 101,954
保険	157,505	ヴォクシー	106,160 × 1/2 = 53,080
		シエンタ	87,250 × 1/2 = 43,625
		エスクァイア	121,600 × 1/2 = 60,800
メンテナンス料	1,118,515	ヴォクシー	リース、修理等 742,110 × 1/2 = 371,055
		シエンタ	リース、修理等 645,100 × 1/2 = 322,550
		エスクァイア	リース、修理等 849,820 × 1/2 = 424,910
合計	1,547,212		

④ 報告事項

■ 交通事故の有無

福祉有償運送業務中に交通事故は発生していません。

■ 苦情の有無

福祉有償運送に関する苦情の申し立てはありません。

障がい者の外出・移動支援に関するニーズについて

第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定のため、郵送によるアンケート調査を実施した。

設問数は46問で、障がいの状況により同居人、介助者による回答、意思確認が困難な場合は保護者による回答もとした。

- ・実施時期 : 令和2年6～7月
- ・調査対象者数: 障がい者手帳所持者2割の方(1,000人)を無作為抽出
- ・回答者数 : 当事者及び介護者が回答 536人(53.6%)

うち、外出時、移動に係る設問に対する回答は次のとおり

【問1】 障害福祉サービスの利用について

	現在サービスを			今後サービスを			
	利用している	利用していない	回答数	利用したい	利用しない	わからない	回答数
同行援護	4	414	418	36	161	186	383
	1.0%	99.0%		9.4%	42.0%	48.6%	
行動援護	7	409	416	48	128	209	385
	1.7%	98.3%		12.5%	33.2%	54.3%	
移動支援事業	15	396	411	73	124	178	375
	3.6%	96.4%		19.5%	33.1%	47.5%	

「現在障害福祉サービスを利用している」と答えた人の割合が1～3.6%であるのに対し、「今後利用したい」と答えた人の割合は、9.4～19.5%であり、外出の際の支援ニーズは高い。

同行援護	視覚障害のある方に、外出時の移動に必要な視覚情報の提供や移動の支援等を行うもの
行動援護	知的障がい者や精神障がい者に、外出時の危険回避の援護や排せつ、食事等介護を行うもの
移動支援事業	1人で外出が困難な障がい児・者に対して、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促進するもの

【問2】 通勤や通学、施設への通所や病院への通院など、外出する際の主な交通手段は何ですか。(おもなもの3つまで)

全体	バス	タクシー	自家用車	電車・鉄道	自転車	徒歩	その他	回答数
人数(人)	90	70	357	45	48	60	34	485
割合(%)	18.6	14.4	73.6	9.3	9.9	12.4	7.0	

外出時の交通手段は、自動車(自家用車)の利用がほとんどで、次いでバス、タクシーの順に利用割合が高くなっている。

障害別(%)	バス	タクシー	自家用車	電車・鉄道	自転車	徒歩	その他	回答数
身体	14.9	18.8	77.0	5.1	7.5	8.7	6.0	335
知的	30.3	4.5	60.7	20.2	13.5	23.6	12.4	89
精神	20.4	7.4	70.4	18.5	22.2	16.7	9.3	54

自家用車以外では、身体障がい者はタクシー利用が多く、知的障がい者はバス、徒歩の順に、精神障がい者は自転車、バスの順に割合が高くなっている。

年代別(%)	バス	タクシー	自家用車	電車・鉄道	自転車	徒歩	その他	回答数
18歳未満	19.0	-	76.2	-	9.5	33.3	9.5	21
18～64歳	23.1	4.7	72.2	20.1	14.8	16.0	6.5	169
65歳以上	15.8	21.1	73.7	3.9	7.4	8.8	7.0	285

自家用車以外では、18歳未満は徒歩、18～64歳はバス、電車・鉄道、65歳以上はタクシーの利用割合が高くなっている。

【問3】 外出の際は、どのような目的で外出されることが多いですか。(おもなものを3つまで)

	人数	割合	身体 知的 精神 (%)		
			身体	知的	精神
1. 学校や通所施設への通学・通所	87	18.4	8.3	51.7	36.5
2. 一般業所などへの通勤	69	14.6	10.7	25.8	13.5
3. 診察や機能訓練などの通院	285	60.3	66.7	38.2	61.5
4. 日用品などの買物	294	62.2	65.7	51.7	61.5
5. 趣味・スポーツなどの社会参加活動	77	16.3	17.7	12.4	15.4
6. 障がい者団体・サークル活動	16	3.4	3.1	7.9	-
7. 地域の行事への参加	50	10.6	13.5	3.4	1.9
8. 気分転換のため	126	26.6	23.2	31.5	42.3
9. その他	37	7.8	7.0	7.9	11.5

障害の区分では、身体障がい者と精神障がい者は、「診察や機能訓練などの通院」、「日用品などの買物」の割合が高くなっている。知的障がい者は、「学校や通所施設への通学・通所」、「日用品などの買物」の割合が高くなっている。

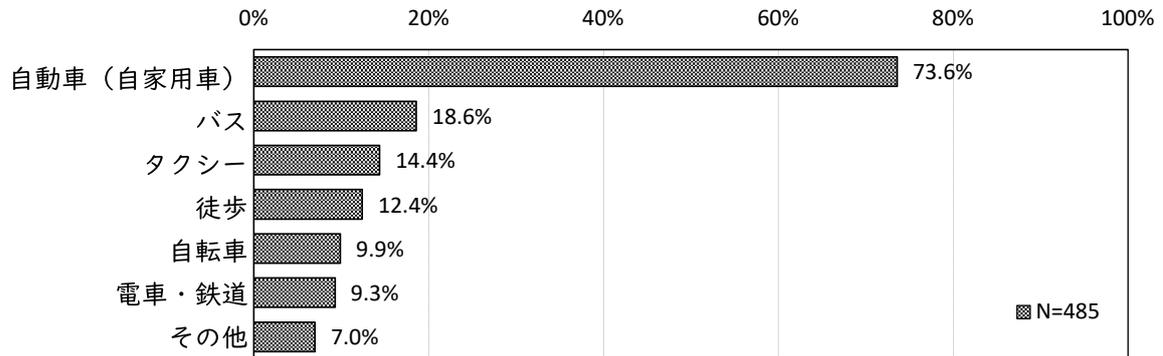
【問4】 外出の際の支援として、どのようなことが必要だと思えますか。(おもなものを3つまで)

	人数	割合(%)	身体 知的 精神		
			身体	知的	精神
1. 移動支援の利用時間を拡大する	82	22.9	22.1	26.9	21.6
2. 通勤・通学のための移動支援の要件を緩和する	53	14.8	9.1	34.3	24.3
3. 大人も利用可能なおむつ交換用の簡易ベッドを整備する	25	7.0	6.7	7.5	10.8
4. 道路や駅のバリアフリー化などを進める	111	31.0	38.3	14.9	13.5
5. バスや電車の利用時の介助や声掛け等の人的支援がある	72	20.1	15.8	44.8	10.8
6. 乗物や公共施設のバリアフリーに関する情報を入手しやすくする	65	18.2	21.3	14.9	8.1
7. 社会参加のための事業を充実させる(タクシー券、通所交通費の支給等)	186	52.0	54.5	37.3	48.6
8. その他	25	7.0	5.5	10.4	10.8

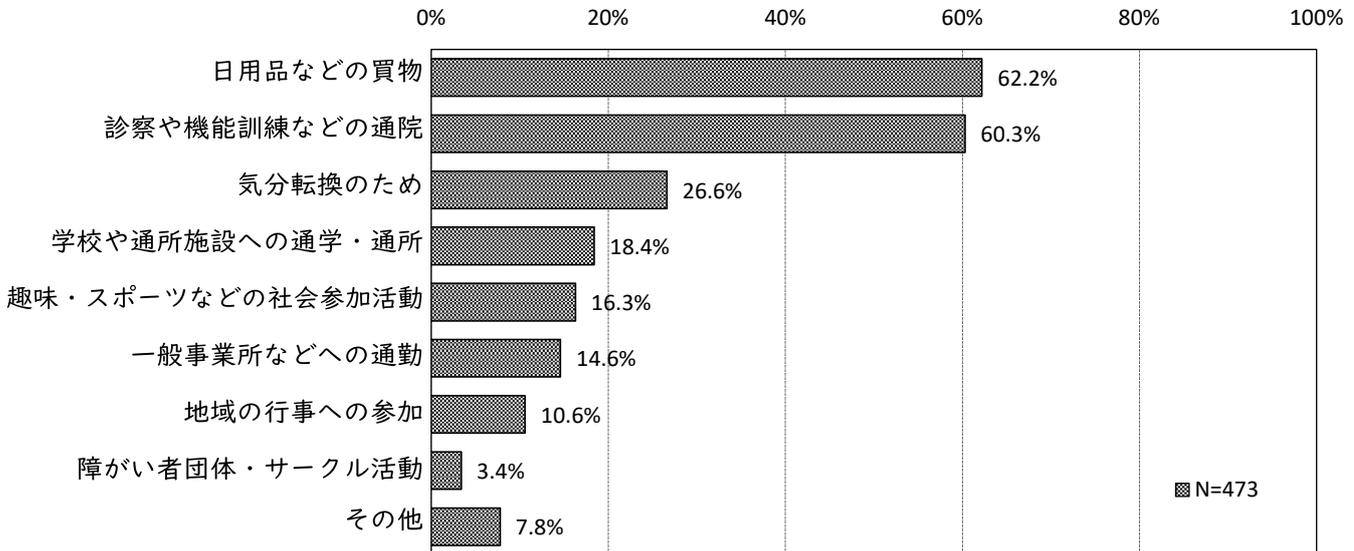
外出時の支援として、共通して「社会参加のための事業の充実」が求められている。

身体障がい者では「道路や駅のバリアフリー化」の進展、知的障がい者では「バスや電車の利用時の介助や声掛け等の人的支援」、精神障がい者では「通勤・通学のための移動支援事業の要件の緩和」を必要とする割合が高くなっている。

外出する際の主な交通手段



外出の目的



外出の際に必要な支援

